

## 現地確認会における質問回答

No.	質問内容	回答
1	応募前に現地の調査を行うことは可能でしょうか。	測量等の調査を行うのであれば、埼玉県・杉戸県土整備事務所の管理担当に事前相談の上、同担当に「河川一時使用届」の提出をお願いします。
2	調整池及び堤体の図面（深さ、底地の設計図等）の開示は可能でしょうか。	埼玉県では堆砂量を把握するため深淺測量を行っており、その成果図書を貸与することは可能です。なお、太平橋すぐ上流の箇所は横断測量を行っていません。貸与を希望される場合は、埼玉県・杉戸県土整備事務所 権現堂調節池管理所（E-mail： <a href="mailto:g3423819@pref.saitama.lg.jp">g3423819@pref.saitama.lg.jp</a> ）にその旨をご連絡ください。
3	どの程度、水質浄化装置と程度離せば維持管理の支障とならないか、今後協議したいと考えており、検討するうえで、水質浄化装置のアンカーがどのように張られているか図面を確認させていただけないでしょうか。	水質浄化装置との位置関係については、占用申請時に必要性や施工方法を含め埼玉県と協議していただくこととなります。アンカーの張られた状況を示す資料はありませんので、添付の構造図を参考にご検討ください。
4	県境の明確な基準点を示していただけないでしょうか。	埼玉県から示せる県境データはありません。占用申請時には、国土地理院の地理院地図を参考に県境を図示の上、埼玉県と協議していただくこととなります。
5	受変電設備を調節池の敷地に置くことは可能でしょうか。	当該設備を調節池の敷地に置かざるを得ないのであれば、既存設備の配置や利用状況などを調査の上、占用申請時に埼玉県と協議していただき、支障ないと認められれば置くことは可能です。

No.	質問内容	回答
6	占有面積の上限はありますか。	上限はないが、包括占有許可範囲内で茨城県側にでないこと、太陽光発電を行ううえで必要な範囲を占有していただくこととなります。
7	駐車場など調節池の敷地を施工ヤードとして利用することはできますか。	施工する上でやむを得ない敷地の利用であれば、占有申請時に埼玉県と、理由や範囲、期間などを協議し、認められれば利用可能です。
8	管理用通路を通行止めにするのでしょうか。	施工する上でやむを得ない通行止めであれば、占有申請時に埼玉県と、理由や区間、期間などを協議し、認められれば通行止めは可能です。
9	維持管理するための通路を設置することは可能でしょうか。	太陽光発電設備を維持管理するために必要な設備であり、かつ、調節池の機能等を損なわないものであれば、占有申請時に埼玉県と協議し、認められれば設置可能です。
10	占有申請の手続きは誰が行い、占有料はどれくらいでしょうか。	土地の占有は久喜市が行い、工作物の占有は、事業者が久喜市を經由して行います。 太陽光パネルの種別は「工作物」で年額160円/㎡です。「埋設管」は160円/㎡、「電線類」は80円/㎡です。水面も陸地も同額です。
11	どの電柱が東電に示された連携柱かご教授いただけないでしょうか。	連携柱は、小エ門171号柱です。
13	中川や利根川からの流木を止める設備はあるのでしょうか。	中川合流点にある越流堤の上流側に流木止めを設けています。また、利根川とは樋管構造となっており、流木が流れない構造となっています。

No.	質問内容	回答
14	<p>平常時の調節池水位はどのくらいか。</p>	<p>6月15日から9月30日までの洪水期はA.P. 4.96メートルに、それ以外の非洪水期はA.P. 11.32メートルを保つようにしています。</p> <p>なお、大雨時には調節池としての役割があり、中川の洪水を調節することなど、水位が変わることがあります。</p>